

公益社団法人日本馬事協会種馬高度獣医療に係る診療費等の取扱い

制定 令和4年4月28日

改正 令和5年4月 6日

(目的)

第1 公益社団法人日本馬事協会（以下「協会」という。）が配置又は貸付した種雄馬及び種雌馬（以下「種馬」という。）の生産性向上のため、協会が種馬の繁殖に係る大学病院等の高度獣医療診察施設の診療費及び輸送費等（以下「診療費等」という。）を負担することで、種馬の繁殖率の向上等を図り、もって馬産の振興に資することを目的とする。

(対象馬の要件)

第2 診療費等の対象馬の要件は以下のとおりとする。

- ① 協会の配置（貸付）馬であること
- ② 繁殖に関する疾病であること
- ③ 獣医師の診断書等の提出が可能であること

(対象経費)

第3 診療費等の対象経費は、協会に事故報告のあった種馬に対して、協会が必要と認めた高度獣医療施設での診療費及び診療を受けるために必要となった経費（輸送費等）とする。

なお、馬一頭に対して以下の金額を上限とする。

- ① 診療費 300,000 円以内
- ② その他必要な経費（輸送費等） 30,000 円以内

(診療費等の負担)

第4 第2の要件を満たした対象馬について、第3の対象経費に対して、診療費等が明らかとなる書類等を添付の上、協会から種馬の配置又は貸付を受けた種馬管理団体（転貸を受ける農業協同組合を含む。）からの請求により、協会が負担するものとする。

(対象期間)

第5 対象期間は、令和4年度から4年間以内とし、年度毎の対象期間は、当該年の4月から翌年3月までとし、その期間内に診療を行ったものを対象とする。

(雑則)

第6 この要領に定めなき事項は、必要に応じて別に定める。